

昭和二十三年六月二十二日
答 弁 第 九 號

(質問の 一一二)

衆甲第三三三號

昭和二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 芦 田 均

衆議院議長 松 岡 駒 吉 殿

衆議院議員山口武秀君提出農業会従業員の退職金、諸手当、賃銀に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出農業会従業員退職金、諸手当、賃銀に関する再質問に

対する答弁書

一 農政局長は、勤労農民の利益を保全し農業協同組合の発展を期すると同時に農業会従業員の最低生活を保障しようとする本年二月二十日波多野前農相の従業員組合に対する回答以来の政府の方針を卒直に明かにしたのであるが、これが実施については関係各方面の許可を前提とするものであり、許可の範囲を超えての実行は許されない。

二 質問一に対する回答で諒承されたい。

三 農業会の財産を分散せしめることなく完全に農業協同組合に引き継がしめる見地に照し、農業会と従業員組合との間に締結された団体交渉の結果と雖も、ある場合においては拘束されることもあると考えている。

四 農業会の資産は、通常の業務による場合の外行政廳の認可を受けなければこれを処分することができ

ないという規定の目的は、農業会の多年の蓄積による資産の不当処分を防止し、その保全を図ろうとするところにあるのであるが、同時に給與の適正を期することも極めて重大であつて、このことと農業会資産の保全とは相互に関連するものであり、両者の調和を保つように取り扱はるべきものであると考えている。

五 質問三に対する回答と同じ。

六 政府は関係各方面と打ち合せの上、従業員に対しては正当な賃銀、諸手当を支給し、農業会資産の不当処分が行われないようにしたいと思つている。

七 本件については協約その他の規定の内容が社会的基準及び農業会の財産状態より見て妥当である限り、その成立の期日如何により差別をつけるべきものであつてはならぬと思う。しかし、これが実施については行政廳の認可を要するものである。

八 解体直前にある農業会としては、従業員の賃銀が一般的給與基準である官公廳職員の水準によること

は至当であると思う。

九 農業会従業員に対する退職金給與の件については、目下関係方面と折衝中であり、近く決定の見込である。